審 議 会 等 の 会 議 結 果 報 告 書

課所名	生涯学習課　公民館

会 議 名	令和8年度第2回諏訪市公民館運営審議会
開催日時	令和8年10月13日（火） 13 時 30 分 ～ 14 時 40 分
開催場所	諏訪市公民館　視聴覚室
出 席 者	（委員）　関委員長、田中副委員長、伊藤委員、中嶋委員、岩波委員、筒井委員、 林委員、印南委員、實吉委員　（欠席） 進藤委員 （オブザーバー） 今井教育委員 （事務局）　三輪教育長、小林教育次長、小泉生涯学習課長、友野公民館長、百瀬主査、 今井社会教育指導員
資　　料	・第二次諏訪市教育振興基本計画に基づく重点的取組について ・公民館集約化の進捗状況について　・答申書（案） ・公民館施設使用料改定について　・施設使用料の算出に関する基本方針 ・料金体系等の変更について

協議事項（内容）及び会議結果（要旨）

１．開会

２．教育長あいさつ

３．報告事項

（1）第二次諏訪市教育振興基本計画に基づく重点的取組について（令和7年度実績・令和8年度計画）

（2）公民館集約化の進捗状況について

（3）公民館の利用状況

【主な質疑・意見】

・蓼の海の公園の活用について、昔ボーイスカウトやガールスカウト等大きい団体で活動していた。最近は工作等小さな個人の活動が多い。もっと大きな体験活動を教育委員会と公民館と一緒に考えれば需要があるのではないか。

・活動を各学校単位でやっている。大きい単位での活動を行うのが難しい。行事が重なりスケジュールの問題もあるが、市全体として大きい単位でやるのが大事かと思う。

4．協議事項

（1） 集約化に伴う公民館活動のあり方について　答申書（案）

【質疑・意見】

・現在、条例設置公民館に「社会教育指導員を配置し」とあるが、公民館条例には「館長のほか必要な職員を置く」とある。現在、本館の公民館長が実質的には兼務しているため、条例に中央公民館長兼務と入れた方がよい。各館に館長を置く方がよい。

・答申書（案）6 ページ④に個別に「消防」と記載があるが、何か意図があるのか。分かりやすく記載するなら防災、防犯、福祉との関係では「消防」や「警察」、「病院」、「社協」、「保健センター」、「スポーツ課」、「高齢福祉課」等融合的な関係の部署が関連するため、分かりやすく記載したほうがよい。

・地域の方が自主的に公民館を活用するというのが一番の理想。そのためにまずは公民館サイドから利用方法を周知し、その中で地域の方が「自分たちはこういうことやりたいんだよ。」と活用に繋がることを望んでいる。・計画や講座内容が良くてもシニアの方に、全然伝わっていないことがある。講座等実施の際は、事前に人々が集まるところに出向き周知した方がよい。ホームページ等様々な広報が行われていても情報が多すぎて、実は伝わっていないとい

うこともある。
・答申案の最後の記載に、「集約化については、公民館活動の縮小ではなく、社会教育の機会をさらに充実発展する」とあるが、方向性はとても良い。公民館を集約したことにより、今後更に発展していくということが伝わっていかないといけない。
・丁寧にわかりやすくまとまったと考える。4 条例館が当該地区だけに限らず全市的に受け入れるということなので、「全市対応してくれるよ」と大々的に伝われば、利用する市民の喜びになるため PR していくべき。
・いろんなことをたくさん盛り込んでもらい、言いたいことは全部入っている感覚。コロナ禍で大分活動が縮小したこともあるが、今回この 74 団体の中で 20 団体、約 27%が休止ないしは、解散ということになっており、非常に重い内容である。公民館活動の集大成である文化祭での各団体の展示を市民の皆さんにぜひ見て、興味を持って欲しい。興味を持てば、活動が拡大していく傾向にはなると思う。
・活動報告では利用者数の増減があるが、「減った」というのは、「高齢化」という問題や「若い人たちが公民館を使うという時間を持てない」という、現実的な生活に追われているというような原因もある。答申では、現状を踏まえながら、公民館をより使っていきたくなるような提言としたい。

（2） 公民館施設使用料改定について（意見聴取）
【非公開】

5. その他

6. 閉会